

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		日常生活用具購入費助成申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市日常生活用具購入費助成事業実施要綱第2条、第3条及び第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市日常生活用具購入費助成事業実施要綱第2条及び第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 5年 4月 1日最終変更
		<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成を受けられる者（世帯）</p> <p>電磁調理器・火災警報器・自動消火器</p> <p>在宅でおおむね65歳以上であり、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮及び支援が必要な要保護世帯、市民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者等。対象世帯に対し1台に限り助成するものとする。</p> <p>冷房器具（エアコン）</p> <p>以下のいずれにも該当する世帯</p> <p>(1) 栃木市に住所を有し、その住所に現に居住している高齢者世帯</p> <p>(2) 冷房器具（エアコン）の設置されていない栃木市の住宅に居住する世帯</p> <p>(3) 要保護世帯、市民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者等</p>